

○中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業・その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

様式第1号（第1面）3、様式第11号（第1面）6の各箇所

○安衛法第59条1項 則第35条で実施すべきとされている 労働安全衛生教育

- 1号 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2号 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3号 作業手順に関する事。
- 4号 作業開始時の点検に関する事。
- 5号 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 6号 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 7号 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8号 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

↓ ↓ ↓ 1号～4号の雇い入れ時労働安全衛生教育を省略できない業種 ↓ ↓ ↓

- ◎ 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業
- ◎ 製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

令和6年4月1日施行

上記の業種に関わらず、「危険性・有害性のある化学物質を製造し、又は取り扱う全ての事業場において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を行うこと」が義務化されました。

○安衛法第59条2項に該当する労働安全衛生教育

- 9 労働者の作業内容を変更したとき

○安衛法第59条3項に該当する労働安全衛生教育

- 10 危険有害業務に関する安全又は衛生のための特別の教育

様式第3号（第2面）6、様式第11号（第2面）(6)①の各箇所